



新型コロナウイルス感染症関連の支援金・協力金・助成金 申請の締切期限が迫っています!!

◆ 事業復活支援金 (国)

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、**2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上と比べて50%以上又は30%以上50%未満減少した中小法人、個人事業者等**
給付額：中小法人等：上限最大**250万円** 個人事業者等：上限最大**50万円**
※年間売上高や売上減少率により給付額は変わります。
申請期限：**令和4年5月31日(火)**
申請方法：**電子申請のみ** (申請IDをお持ちでない場合は、事務局のホームページから申請IDを取得)
詳しくは <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

◆ 岐阜県オミクロン株対策特別支援金

対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、**2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、2019年～2021年のいずれかの年の同月と比べて15%以上減少した岐阜県内の中小法人、個人事業者等**
※岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(下記)の対象事業者は対象外
※事業復活支援金(下記)との重複の申請は可能
給付額：中小法人等：**20万円**(定額) 個人事業者等：**10万円**(定額) ※1回限りの給付
申請期限：**令和4年5月31日(火)** ※当日消印有効
申請方法：**申請書類を郵送**(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)
〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-8 ABCビル2階
岐阜県オミクロン株対策特別支援金 受付係 宛
申請書類：岐阜県のホームページ又は飛騨県事務所・高山市新型コロナ総合相談窓口で配付
詳しくは <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/201480.html>

◆ 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【第9弾】・【第10弾】

第9弾 申請期限：**令和4年5月6日(金)** ※当日消印有効
第10弾 申請期限：**令和4年5月31日(火)** ※当日消印有効
※対象者や給付額、申請方法等については、4月号でお知らせ済みです



◆ 小学校休業等対応助成金 (国)

令和4年1月1日から同年6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

【助成額】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数で算出した合計額が支給

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月 11,000円 令和4年3月 9,000円	令和4年5月31日(火) 必着
令和4年4月1日～6月30日	9,000円	令和4年8月31日(水) 必着

お問合せ 『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター』
(フリーダイヤル) 0120-603-999 受付時間：9:00～21:00(土日・祝日含む)
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください

生産性向上や販路開拓に取り組みませんか

小規模事業者持続化補助金(国)の申請受付が始まっています

この補助金は、事業者自らが自社の経営を見つめ直し、経営計画を作成した上で行う販路開拓の取組を支援するものです。将来にわたって、事業をどうしたいのか、そのために何が必要なのか等、ある程度の構想を考えたうえで、お早めに商工会にご相談ください。

補助上限：[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [インボイス枠] 100万円
[卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円

補助率：2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

申請締切：第8回 **令和4年6月3日(金)** 第9回 令和4年9月中旬 第10回 令和4年12月中旬
第11回 令和5年2月下旬

申請方法：電子申請又は郵送

お問合せ：高山南商工会

まずは、商工会へ相談を

(岐阜県小規模事業者持続化補助金)

アフターコロナ・チャレンジ事業者応援補助金の募集が始まっています!!

補助対象者：岐阜県内に主たる事務所を有する小規模事業者

補助対象事業

① 事業転換や業態転換、新分野・新事業への展開に意欲的に取り組む事業

(想定する事業の一例)

・製造業から小売業への参入 ・飲食業から製造業への参入 ・美容業から飲食業への参入

② 販路開拓や業務効率化など、既存事業からの展開に意欲的に取り組む事業

(想定する事業の一例)

・飲食業における、店舗販売からテイクアウト販売へのシフト

・製造業における、部品調達困難による部品製造の内製化 ・新たな生活様式に対応した店舗改装

補助率等：補助対象経費の2/3以内(補助上限額300万円)

応募締切：**令和4年5月18日(水)** ※郵送のみ受付(締切日当日の消印有効)

お問合せ：高山南商工会

会員事業所実態調査のお願い

会費の算出基礎となる組織の形態、申告区分、従業員数の確認をするため、商工会だより5月号と一緒に調査票をお届けしていますので、**5月中にご回答**いただきますようお願いいたします。

新規学校卒業者対象求人説明会

ハローワーク高山では、令和5年3月新規学校卒業者に対する求人取扱いの説明会を次のとおり開催されます。予約制となっていますので、採用を計画されている事業者の方はお申し込みください。

日時：令和4年5月25日(水)

1回目：10:00~11:30

2回目：13:00~14:30

3回目：15:00~16:30

会場：飛騨・世界生活文化センター 大会議室

申込：ハローワーク高山 学卒担当

電話0577-32-5122

消防団員を雇用する事業所の皆さま

岐阜県では、消防団活動に協力する事業所に対し、減税制度や報奨金制度を設けていますので、積極的に活用しましょう。

《活用のためのステップ》

① 高山市から「消防団協力事業所」の認定を受ける

② 新たに「過疎地域の消防団員」を確保している場合は県に報奨金を申請する

③ 県に申請して、事業税の1/2控除を受ける

◆お問合せ：飛騨県事務所(☎33-1111)

令和4年度総代会は5月23日に開催

総代の皆さまへは、連休明けにご案内いたします。新型コロナウイルス感染症の状況によっては書面決議とさせていただきます場合があります。

わくわくスプリング商品券

使用期限は**5月15日(日)**までです!!

換金請求は**5月20日(金)**までに商工会へ

高山南商工会

<https://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/>

本所 ☎52-3460

e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 ☎55-3529